

令和7年度認証保育所保育料補助金のおしらせ



◆ 問い合わせ先 ◆

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03（3546）5422

3～5歳児クラス

平成31年4月2日から
令和4年4月1日生まれまで
のお子様用

1 事業内容

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

2 対象施設

東京都認証保育所（中央区外の施設も含む）

3 対象者の条件（以下全ての条件に当てはまる必要があります。）

- ① 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる（住民登録がある）。
- ② 認証保育所と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ③ 子育てのための施設等利用給付認定を受けている。（注記）
- ④ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況（3ページ参照）にある。
- ⑤ 認証保育所の保育料を滞納していない。
- ⑥ 認証保育所と同時に認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業・公私立幼稚園などに在籍していない。

（注記）子育てのための施設等利用給付認定を受けていない期間は補助の対象にはなりません。

認定を受けるには、別途手続きが必要となりますので、それぞれのお手続きをしてください。

4 補助対象期間

令和7年4月～令和8年3月の間で、3の「対象者の条件」を満たす期間



【認証保育所保育料補助金】



【子育てのための施設等利用給付認定】

5 補助金額（月額）

認証保育所にお支払いしている月額保育料額に応じて、以下の表のとおり補助額を決定します

【補助金額一覧】※令和9年度から補助金額が変わります。詳細は、6ページをご覧ください。

認証保育所の保育料	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所の保育料	
37,000円以上 40,000円未満	37,000円	
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

【認証保育所に支払う月額保育料】（月の初日時点の月額基本保育料）

- ・契約時間は月 220 時間を上限とします。
（月 220 時間を超える契約の場合は、週 5 日契約や週 6 日契約などの契約区分ごとに上限内で最も高い保育料とします。）
- ・入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。
- ・保育料の割引対象となる場合は、割引後の金額となります。

6 交付申請の必要書類について

前年度から引き続き利用する場合も、毎年申請が必要です。

提出書類		提出回数
全員提出	① 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ・児童1人につき1部提出（申請者は世帯で同じ方にしてください。）	年度に1回 ※②は、申し込み時の状況や保育を必要とする事由等に変更が生じた場合は再提出が必要です。 （5ページ参照）
	② 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 ・3ページ②の表をご確認の上、必要書類を提出してください。 ・きょうだいで申請する場合は、1セットの提出で構いません。	
	③ 中央区認証保育所施設等利用給付請求書 ・「子育てのための施設等利用給付認定(1ページのQRコードを参照)」を受けてから、児童1人につき3枚提出してください。（複写様式あり） ・請求者は、①の申請者と同じ方にしてください。	
該当者のみ	④ ひとり親家庭の場合 以下a～gのいずれかの書類の写しを提出してください。 a. 戸籍全部事項証明書（受理証明書） b. 児童扶養手当証明書 c. ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 d. 児童育成手当認定通知書 e. 児童育成手当受給者証明書 f. 大使館発行の独身証明書 g. 事件係属証明書※（調停期日通知書）※調停が係属中と判断できる書類に限りです。	
	⑤ 交付申請の審査に関する同意書（オンライン申請を行う場合のみ） ・所得に関する情報を公簿等で確認すること等に同意する旨を記載した世帯全員の署名のある書類（任意の書式）のスキャンデータ（PDFや画像データ）を申請フォームに添付してください。同意事項の詳細については、オンラインの申請フォームをご覧ください。（区HPに同意書のサンプル（参考様式）を掲載しています。）	

（注記）認可保育所の入所申込、子育てのための施設等利用給付認定等で②、④の書類を提出された方は、②、④の提出を省略できます。その場合は、その旨を書いたメモを同封してください。ただし、受理できる書類は証明日が令和7年4月1日以降のもので、提出時の状況から内容に変更が無い場合に限りです。

② 日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類

保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況は主に次のような場合をいいます。

◆… 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

保育を必要とする事由 ※1	必 要 書 類
就労 月 4 8 時間以上 従業員の方	◆ 就労証明書 ・ 区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・ 就労先が複数あり、1 か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出してください。 ・ 派遣社員の方は、派遣先が分かる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出してください。
就労 月 4 8 時間以上 ・ 役員 ・ 自営業主 ・ 自営業専従者 ・ 家族従業者 ・ 業務委託 等	①◆ 就労証明書 ② 事業を営んでいることを証明する書類【営業証明】 ・ ①は区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・ ①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・ ②については4ページをご確認ください。 ・ 就労先が複数あり、1 か所で月 48 時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出してください。
育児休業 ※2	① 母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済の証明があるページの写し） ②◆ 就労証明書 ・ 復職予定年月日を必ず記入し、復職後に就労証明書を再提出してください。 ・ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。（⇒ 7ページQ&A 1を参照）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページの写し）
疾病・障害	診断書の写し ・ 病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの
介護・看護	①◆ 介護・看護に関する申立書 ② 看護・介護が必要な状況が分かる書類 ・ 診断書、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など
災害復旧	り災証明書（詳細は区にお問い合わせください。）
学校等に在学・職業訓練 月 4 8 時間以上	①◆ 在学証明書 ② 学生証などの写し ・ ①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・ 在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。
求職活動 (求職活動中または 就労内定 ※2)	①◆ 求職活動状況申立書 ② 求職活動中または就労内定であることが客観的に分かる次のいずれかの書類 ・ ハローワーク受付票 ・ その他就労支援サービスの登録証 ・ 求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面 ・ 申込先からの採用内定通知 ②は氏名や住所などが記載されていること

※ 令和7年4月1日以降の証明日で発行された書類が有効です。

※1 保育を必要とする事由により補助対象期間が異なります。（対象期間：4ページ参照）

※2 「育休から復職予定」または「就労内定」で申請される場合、それぞれ復職後・採用後に就労証明書を再提出する必要があります。その際、再提出書類は、復職日または採用日以降の証明日で発行された書類が有効となります。

○ 自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつ選び、写しを提出してください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが客観的に確認できる書類 〔直近3か月分を提出してください。〕 〔育児休業から復職する方は産前産後休暇前の3か月分です。〕
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書（受領印があるもの） ◎電子申請の場合は届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称・所在地・内容・代表者などがわかるパンフレットやホームページなど	・出勤簿、通勤記録 など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、給与（報酬）等が確認できる振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ）など ＜自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可＞ ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ◎契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

○ 保育を必要とする事由とその有効期間

「保育を必要とする事由」の補助対象期間は下表のとおりです。

有効期間が終了した場合、以後の期間は給付対象外となりますので、年度途中で有効期間が終了する方は、有効期間が終了する前に必要書類をご提出ください。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（補助開始）	有効期間 終期（補助終了）
就労 月 48 時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 ※1 または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2か月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
看護・介護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3か月)
学校等に在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
育児休業 ※2	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する年度末の月

※1 派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。

引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

※2 育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在園している場合に限り、特例で補助対象となる場合があります。

（⇒7 ページQ&A 1 を参照）

7 提出先

- 入所している区内認証保育所
- 中央区役所本庁舎 6 階 保育課保育給付係（持参または郵送）
- 日本橋・月島・晴海特別出張所（出張所では受理のみ行います。書類審査は行いません。）
- マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請
 - ・オンライン申請を行う場合、①マイナンバーカード②パソコン/IC カードリーダーライタまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。
 - ・オンライン申請のフォームへは、1 ページの QR コードからアクセスしてください。
 - ・オンライン申請の場合、同意書の添付が必要です。（2 ページ ⑤）

8 提出期限

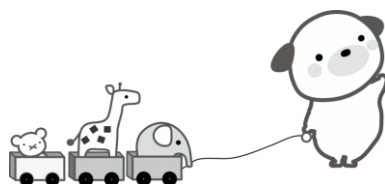
児童が施設に入所した月	提出期限
前年度から継続入所 令和 7 年 4 月入所	令和 7 年 4 月末
令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月入所	入所した月の月末
令和 8 年 3 月入所	<u>令和 8 年 3 月 1 0 日（火）</u> 【当年度の最終提出期限】

※ 年度を越えての申請はできませんので、提出期限は厳守してください。

9 申し込み時の状況や保育を必要とする理由等が変更となった場合

申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類をご提出ください。また、必ず区にご連絡ください。（※月極契約の基本保育料・保育時間数の変更の場合は、連絡は不要です。）

変更の内容	必要書類
ほかの認証保育所へ転園	◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼口座振替登録依頼書（再提出） ◆ 中央区認証保育所施設等利用給付請求書
申請者・口座の変更 （オンライン申請の場合、マイナポータルに登録している公金受取口座の変更も含む）	◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届
世帯・課税状況の変更	① ◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届 ② 変更が確認できる証明書（3 ページ②）
保育を必要とする事由の変更 （転職・退職・産休取得など） ⇒7 ページ Q&A3	



10 補助金の交付

申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知し、対象者に補助金を交付します。

【補助金交付スケジュール】

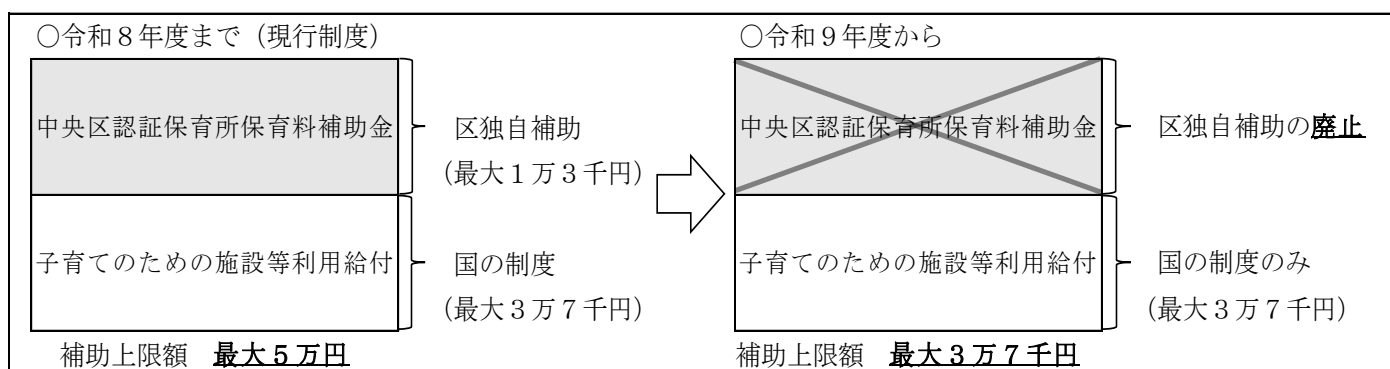
支給期	対象月	決定通知時期	振込予定時期
第1期	4・5・6・7月	8月下旬	9月下旬
第2期	8・9・10・11月	12月下旬	1月下旬
第3期	12・1・2・3月	4月中旬	4月下旬

【通知方法】

- 区内認証保育所に在籍 → 認証保育所を通じて配布
- 区外認証保育所に在籍している場合や、すでに退所している場合 → 自宅へ郵送

11 今後の補助制度の見直しについて

令和9年度から、補助上限額を現行の5万円から3万7千円に変更します。（令和8年度までは現行の制度から変更はございません。）



12 その他確認事項

- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。
- ・年度を超えての申請はできません。ただし、子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合、補助金の一部（施設等利用給付分）は2年間さかのぼって請求することができます。

ご不明な点は区へお問い合わせください。

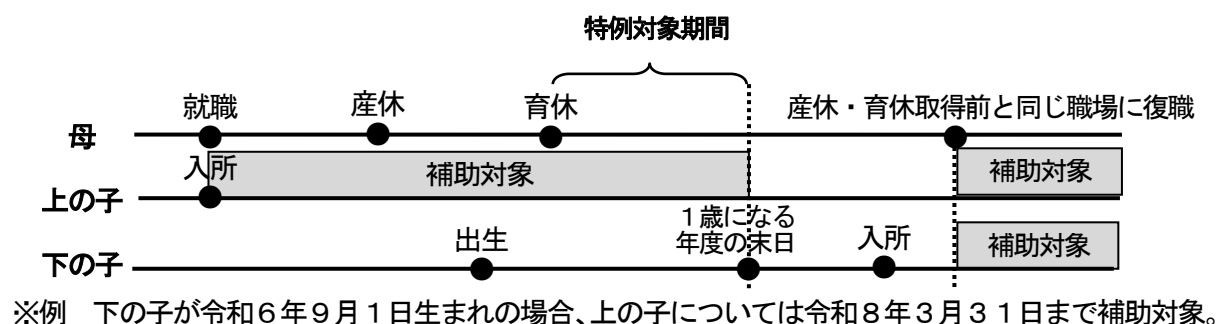
～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q 1 育児休業中でも補助を受けられる場合がありますか。

A 1 あります。特例として、第2子以降の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、**最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで**対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認証保育所に在籍している場合に限ります。復職後は、復職月中に再度就労証明書をご提出ください。

なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



Q 2 補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。

A 2 **仕事を辞めた場合は補助対象外**になります。ただし、その他の「保育を必要とする事由」（3ページ②）に当てはまる場合は、区にご連絡をいただいたうえで、必要書類をご提出ください。

Q 3 補助を受けている途中で転職した場合は、何か手続きが必要ですか。

A 3 転職後、速やかに「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◆ 就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。

Q 4 中央区に転入または転出した場合、いつから補助の対象になりますか。

A 4 転入日・転出日により異なります。（下表参照）

	転入・転出日	対象月
転入	1日	当月から対象
	2日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
転出	1日	前月まで対象
	2日以降	当月まで対象

Q 5 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。

A 5 入所日・退所日により異なります。(下表参照)

	入所・退所日	対象月
入所	1 日	当月から対象
	2 日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
退所	1 日	当月まで対象 (保育料を払った場合に限る。)
	2 日以降	

【区内認証保育所一覧】

名 称	所 在 地	電 話
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座 1-25-3 京橋プラザ 1 F	3 5 3 8-2 1 0 1
グローバルキッズ新川園	新川 2-16-10 プライムアーバン新川 3 F	3 5 5 3-4 1 4 1
アスクバイリンガル保育園 人形町駅前	日本橋人形町 3-4-14 FORECAST人形町PLACE 2 F	5 6 4 9-8 0 1 9
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町 3-3-1 トルナーレ日本橋浜町 2 F	3 2 4 9-7 1 4 1
マミーズエンジェル月島保育園	月島 1-2-13 ワイズビルディング 1 F	3 5 3 4-8 2 8 8
ちゃいれつく月島駅前保育園	月島 1-3-2 佃権月島ビルヂング 3 F	5 5 4 8-2 3 0 8
さくらさくみらい 月島	月島 2-18-2	6 2 2 5-0 2 3 9
ビノキオ幼児舎月島園	月島 4-18-3 クイーンズハウス 1 F	3 5 3 2-5 3 7 0
アスク晴海保育園	晴海 1-8-16 晴海トリトン 2 F	5 5 4 6-1 3 2 5